

改正

平成29年2月28日細則第2号
平成30年2月21日細則第2号
平成31年3月12日細則第4号
令和元年9月20日細則第11号
令和2年9月23日細則第12号
令和2年12月23日細則第37号
令和4年3月29日細則第7号
令和4年11月11日細則第19号
令和6年7月29日細則第15号

独立行政法人環境再生保全機構環境研究総合推進費補助金交付要綱

(通則)

第1条 独立行政法人環境再生保全機構業務方法書（平成16年規程第1号）第51条に定める補助金のうち、環境研究総合推進費による研究及び技術開発に係る補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。ただし、評価等については、環境研究総合推進業務実施要領（平成28年細則第23号。以下「実施要領」という。）の第6条から第10条までの規定及び第15条から第21条までの規定を準用するものとする。

(補助金の交付の目的)

第2条 補助金は、環境の保全に関する研究及び技術開発（以下「環境研究等」という。）に要する費用として交付することで、環境研究等を総合的に推進し、環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発を促進するほか、研究者の人材育成を図ることにより、持続可能な社会構築のための環境保全に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「次世代事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 技術開発実証・実用化事業（「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年5月21日環境大臣決定。以降の策定を含む。）において重点的に取り組むべき課題の解決に資する技術開発であって、実施要領第5条に定める研究対象領域において、実証及び実用化を図る事業（次号に該当する事業を除く。）をいう。）
- (2) 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次に掲げる技術であって、実現可能性、汎用性及び経済効率性が見込まれる技術を開発する事業をいう。）

ア 廃棄物適正処理技術

- (ア) 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。）
- (イ) 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生及び修復技術を含む。）
- (ウ) 廃棄物不適正処理の監視、修復技術等

イ 廃棄物リサイクル技術

生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）

ウ 循環型設計及び生産技術

3R（リデュース、リユース、リサイクル）に係る循環利用設計、建設及び生産技術

- 2 この要綱において「研究事業」とは、実施要領第4条に定める研究区分及び第5条に定める研究対象領域について、国又は地方公共団体の研究機関に所属する研究者が補助金の交付を受けて実施する研究をいう。
- 3 この要綱において「補助事業」とは、次世代事業（他の法令及び予算に基づく補助金等（法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業又は既に行われた事業と重複又は反復する事業を除く。）及び研究事業をいう。

- 4 この要綱において「研究者」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 次世代事業において、次に掲げる機関に所属して技術開発を実施する者
 - ア 地方公共団体
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、高等専門学校
 - ウ 民間企業（日本の法人格を有するものをいう。以下同じ。）
 - エ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第3項に規定する国立研究開発法人
 - オ 法律により直接設立された法人
 - カ その他の団体（日本の法人格を有するものに限る。）
 - (2) 研究事業において、次に掲げる国内の研究機関（以下「研究機関」という。）に所属する研究者
 - ア 国又は地方公共団体の試験研究機関
 - イ 学校教育法に基づく大学、高等専門学校又はその附属研究機関
 - ウ 民間企業の研究所
 - エ 独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人
 - オ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - カ その他の団体（日本の法人格を有するもので、研究に関する業務を行うものに限る。）
- 5 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付を受け、補助事業の遂行に責任を負う研究者（第2項に規定する研究において、補助金の交付を受け、委託研究の一部を分担する研究者を含む。）をいう。
- 6 この要綱において「研究分担者」とは、補助事業者から補助金の一部の分配を受け、補助事業者と共同して補助事業を行う研究者をいう。
- 7 この要綱において「研究協力者」とは、補助事業者及び研究分担者以外の者で、補助事業者又は研究分担者の下で補助事業に従事する研究者又は補助金の分配を受けずに補助事業に参画する研究者をいう。
- 8 この要綱において「研究者等」とは、補助事業者、研究分担者、研究協力者その他補助的業務を含め補助事業又はそれに付随する事務に従事する者をいう。
- 9 この要綱において「競争的研究費等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 内閣府において「大学、国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るもの（競争的資金として整理されていたものを含む）」として競争的研究費と分類される研究資金
 - (2) 前号以外で国の行政機関及び資金配分機関が所掌し、かつ、その原資の全部又は一部を国費とする経費（運営費交付金を含むがこれに限られない。）
- 10 この要綱において「不正行為」とは、研究活動における不正行為等への対応に関する規程（平成28年規程第33号。以下「不正行為等対応規程」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- 11 この要綱において「不正使用」とは、不正行為等対応規程第2条第5号に定めるものをいう。
- 12 この要綱において「不正受給」とは、不正行為等対応規程第2条第6号に定めるものをいう。
- 13 この要綱において「不正行為等」とは、不正行為、不正使用、不正受給をいう。
- 14 この要綱において「国のガイドライン等」とは、「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日環境省総合環境政策局長決定、平成29年7月14日改正）、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、令和3年12月17日改正）等の研究活動における不正行為及び公的研究費の管理・監査等に関して環境省又は競争的研究費に関する関係府省が策定したガイドライン、指針等を総称していう。
- 15 この要綱において「公募要領」とは、独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）が毎年度策定する、環境研究総合推進費に係る新規課題の公募要領をいう。
- 16 この要綱において「事務処理説明書」とは、補助事業における事務処理のために機構が定める補助事業事務処理説明書をいう。
- 17 この要綱において「法令等」とは、法律、政令、規則、命令、条例、通達、ガイドライン、指針、交付要綱その他一切の規制を総称していう。
- 18 この要綱において「補助事業実績報告書」とは、法第14条に基づく補助事業等実績報告書をいい、

毎年度、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）に、補助金の使用実績を報告するため、補助事業者が機構に提出する報告書をいう。

19 この要綱において「補助事業成果報告書」とは、毎年度、補助事業が完了したときに、補助事業の成果の内容を報告するため、補助事業者が機構に提出する報告書をいう。

20 この要綱において「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。

（補助事業者の責務）

第4条 補助事業者は、法第2条第3項に規定する補助事業者等として、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令等の定め及び補助金の交付の目的に従って、誠実に補助事業を行うよう努めなければならない。

（補助事業の期間）

第5条 補助事業の期間は、3年以内とする。ただし、第3条第2項の研究事業については、実施要領の定めるところによる。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

（1）直接経費（次に掲げる経費で補助事業の実施に直接必要なものをいう。以下同じ。）

ア 物品費（設備備品費及び消耗品費）

イ 人件費・謝金（人件費、賃金及び謝金）

ウ 旅費（国内旅費、外国旅費、委員等旅費及び外国人招へい旅費）

エ その他（外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、委託費、その他諸経費）

（2）間接経費（補助事業の実施に伴う補助事業者及び研究分担者の所属機関（国の研究機関を除く。以下この号において同じ。）の管理等に必要な経費として当該所属機関が使用する経費であって、理事長が認めるものをいう。以下同じ。）

（交付額の算出方法）

第7条 補助金の交付額は、次に定める算出方法により算出された額とする。

（1）次世代事業

交付基準額と補助対象経費に係る実支出額（次世代事業に関し、寄付金その他の収入があった場合において、当該実支出額が、当該事業に要した費用の総額から当該収入額を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とを比較していずれか少ない方の額に、2分の1を乗じて得た額とする。ただし、補助金の交付額は、第3条第1項第1号の事業にあっては1億円を、同項第2号の事業にあっては2億円を超えないものとする。

（2）研究事業

機構の理事長（以下「理事長」という。）が認めた額（以下「交付基準額」という。）と補助対象経費に係る実支出額（研究事業に関し、寄付金その他の収入があった場合において、当該実支出額が、当該事業に要した費用の総額から当該収入額を控除した額を超えるときは、当該控除した額）とを比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の交付額は公募要領に定める支援規模を上限とする。

2 直接経費のうち委託費の額は、原則として、直接経費の総額に2分の1を乗じて得た額を超えないものとする。

3 間接経費の額は、直接経費に10分の3を乗じて得た額を上限とする。

（交付額の下限）

第8条 前条第1項第1号の場合において、その算出した補助金の交付額が250万円に満たない場合は、交付の決定を行わないものとする。

（公募）

第9条 次世代事業及び研究事業の研究課題は、公募するものとし、理事長は、当該課題及び応募書類の提出期間を定め、別途、公表するものとする。

2 前項の公募に対して提出された研究課題の審査、評価及び採択に関する事項は、別に定めるところによる。

3 前項の規定による研究課題の採択に当たっては、機構は環境省担当部局と十分に協議するものとする。

（研究計画書の提出）

第10条 前条の規定により採択され、補助金の交付を受けて補助事業を行おうとする者は、別に定める研究計画書を理事長が定める日までに、提出しなければならない。

(補助事業の継続手続)

第11条 補助事業者が、補助金の交付を受けた年度における補助事業を完了し、翌年度(当該補助事業に係る研究計画書の計画期間内である場合に限る。)において引き続き補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとするときは、補助事業の進捗状況に対応した研究計画書を、理事長が定める日までに、提出しなければならない。

(交付基準額の決定及び通知)

第12条 理事長は、前2条の規定により提出のあった研究計画書を審査し、当該年度の補助金の交付基準額を決定し、交付しようとする者に通知するものとする。

(交付の申請)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、別に定める交付申請書に理事長が必要と認める書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を添付して、理事長に対しその定める日までに提出しなければならない。

2 前項による交付の申請において、交付申請書を提出する者は、自らが補助事業者として補助事業を実施することを所属機関の長が承認する別に定める承認書を作成しなければならない。また、補助金の一部の分配を受け、研究を分担して実施しようとする者は、自らが研究分担者となることを承諾する別に定める承諾書を作成し、交付申請者に提出しなければならない。交付申請者は、所属機関の長の承認書及び研究分担者の承諾書を取りまとめて、交付申請書に添えなければならない。

(交付の決定)

第14条 理事長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、交付の申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定は、前条第1項の規定による交付の申請があった日から起算して2か月以内に行うものとする。

(交付の条件)

第15条 理事長は、補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 第13条第1項の交付申請書に記載された内容のうち次に掲げる事項を変更しようとするときは、別に定める変更申請書により理事長に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業に要する直接経費の費目間における配分額の変更(直接経費の各費目の増減額が直接経費の総額に10分の5を乗じて得た額を超えない場合を除く。)

イ 当該年度の補助事業又は研究計画書の内容の変更(別に定める軽微な変更を除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別に定める中止(廃止)申請書により理事長に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに理事長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業者が、災害、病気その他のやむを得ない理由で引き続き3か月以上補助事業に従事できなくなる場合には、別に定める休止申請書により理事長に申請し、あらかじめ、その承認を受けなければならないこと。

(5) 補助事業者の所属に変更があった場合には、変更後速やかに、第13条第2項に定める承認書を添えて、その旨を理事長に届け出なければならないこと。

(6) 補助事業者又は研究分担者が補助事業の成果に係る知的財産権又は当該知的財産権を受ける権利の全部又は一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける相手方から相当の対価の支払を受けることを契約等において定めた上で行わなければならないこと。

(7) 補助事業者が補助金の交付を受けた場合の間接経費は、所属する機関に速やかに納付しなければならないこと。

(補助金により取得した財産の適正管理)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、その効率的運

営を図らなければならない。

(財産処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、令第13条第4号の規定により、理事長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加した後の価格が50万円以上のものとする。
- 2 補助事業者は、令第13条に規定する財産（以下「処分制限財産」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄しようとする場合は、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過した場合を除く。
 - 3 前項の規定により理事長の承認を受けて処分制限財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付させることがある。
 - 4 処分制限財産について、補助事業の遂行に支障のない範囲、かつ、当該年度を超えない範囲において、他の研究開発に使用する場合（以下「一時使用」という。）は、次の各号に掲げる条件を前提として別に定める設備等一時使用報告書をあらかじめ理事長に提出することをもって、第2項の承認があったものとして取り扱うこととする。
 - (1) 補助事業者以外の者が処分制限財産を一時使用する場合には、当該使用予定者との間で一時使用に係る管理協定を締結し、破損した場合の修繕費及び光熱水料等の使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
 - (2) 一時使用のために貸付けを行う場合は、原則無償貸付とすること。ただし、実費相当額をもって貸付額とすることができる。
 - 5 補助事業者又は研究分担者が取得した処分制限財産については、補助金の交付の目的に反しない限りにおいて、これを補助事業者又は研究分担者の所属機関に寄付することができる。この場合、寄付を受けた所属機関は、前条及び第2項から前項までの規定に従い、処分制限財産を適正に管理しなければならない。

(交付の申請の取下げ)

- 第18条 補助金の交付の申請をした者は、第14条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る交付の決定の内容又は第15条の規定により付された条件に不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知の日から起算して15日以内に、その旨を書面（電磁的記録を含む。以下同じ。）で理事長に申し出なければならない。

(補助金の経理)

- 第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理の事務及び補助金の管理については、補助事業者が所属する機関（以下「補助事業機関」という。）の長に委任して行わなければならない。補助事業機関は、補助事業に係る経理について、他の経理と区分して収入及び支出の状況を記載した会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その収入及び支出に関する別に定める証拠書類を整理し、当該会計帳簿（次項の会計帳簿及び証拠書類を含む。）とともに、当該補助事業に係る研究計画書の研究期間が全て完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。
- 2 研究分担者は、分担する補助事業に係る経理の事務及び分配金の管理については、研究分担者が所属する機関の長に委任して行わなければならない。研究分担者の所属機関は、前項の規定に準じ、会計帳簿を作成するとともに証拠書類を整理し、分担した補助事業が完了したとき、分配金に係る補助事業実績報告書とともに、会計帳簿及び証拠書類を補助事業機関に提出しなければならない。
 - 3 前2項に関する事務の取扱いについては、別に定める。
 - 4 理事長は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、報告又は会計帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。
 - 5 補助事業者は、第10条の研究計画書、第13条の交付申請書、第15条の変更申請書、第21条の補助事業実績報告書、補助事業成果報告書、総合補助事業成果報告書及び第23条の請求書を提出するに当たり、あらかじめ補助事業機関の長の承認を受け、理事長へ提出しなければならない。

(状況報告)

- 第20条 理事長は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第21条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の5月31日又は当該年度におけ

る補助事業を完了した日（第15条第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認のあった日）の翌日から起算して61日のいずれか早い日までに、別に定める補助事業実績報告書及び別に定める補助事業成果報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、研究計画期間が1年を超える場合において、計画全体の期間に係る補助事業の全部を完了したときは、前項の補助事業実績報告書と併せて、別に定める総合補助事業成果報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第22条 理事長は、前条第1項の規定による補助事業実績報告書の提出を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第15条第1号の規定による変更承認をした場合には、当該承認後の内容）及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 理事長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて超える額の返還を命ずるものとする。
- 3 理事長は、前項の返還期限内に返還額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

第23条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、理事長は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、補助事業者からの請求書が到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載されていた補助金の請求額を補助事業者に支払うものとする。

（検査及び報告）

第24条 理事長は、第21条に規定する補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告書の内容について速やかに審査又は調査を行うものとする。

- 2 理事長は、前項の審査又は調査のほか、次の各号に掲げる検査を行うことができるものとする。
 - (1) 補助事業の実施に要した経費の支出状況についての補助事業期間中の検査
 - (2) その他機構が必要と認めた検査
- 3 理事長は、次の各号に掲げる事項について審査若しくは調査又は検査を行うことができる。この場合、理事長は必要に応じ補助事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
 - (1) 補助事業実績報告書に記載されている補助事業の内容と支出した経費との整合性
 - (2) 研究計画書と補助事業実績報告書の内容の整合性
 - (3) 第19条に規定する会計帳簿及び証拠書類
 - (4) その他機構が補助事業に関して必要と認める事項
- 4 理事長が事実確認の必要があると認めるときは、補助事業者は、研究分担者、委託先及び取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5 理事長は、機構の職員に、第1項の調査又は第2項の検査を補助事業者の所属する工場、研究施設その他の事業所（研究分担者の事業所及び委託先の事業所を含む。以下同じ。）において行わせることができる。
- 6 理事長は、第1項の調査又は第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ補助事業者に検査場所、検査日時、検査職員その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 補助事業者は、前項の通知を受けたときは、理事長があらかじめ指定する書類を準備し、補助事業の内容及び経理内容を説明できる者を理事長の指定する検査場所に補助事業者の負担で派遣するものとする。
- 8 理事長が第2項の検査ができる期間は、当該補助事業にかかる研究計画書の研究期間が全て完了した日の属する会計年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

（補助金の管理・監査の体制整備等）

第25条 補助事業者は、補助事業の趣旨を踏まえつつ、交付要綱、研究計画書、事務処理説明書、公募要領及び補助事業の遂行に関して機構が示す通知等の文書の定めその他法令等を遵守して、補助事業を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。

2 補助事業機関は、補助金が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、国のガイドライン等、不正行為等対応規程その他関係する法令等を遵守し、かつ、研究者等に遵守させるものとし、補助事業が効率的に実施されるよう努めなければならない。

3 補助事業機関は、自らの責任において、国のガイドライン等及び不正行為等対応規程に基づき、研究者等について倫理規程や行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施等の普及・啓発等、不正行為等の発生防止のための体制整備の措置を講じなければならない。

4 理事長は、前3項による国のガイドライン等の遵守等の状況及び補助事業機関の体制の整備の状況について、報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。また、理事長は、国のガイドライン等及び不正行為等対応規程に従って、補助事業機関に対して配分する全研究費（補助金以外の研究費を含む。）に係る間接経費の削減、全研究費の配分停止等必要な措置等を行うことができるものとし、補助事業機関は理事長の指示及び措置等に従うものとする。

5 理事長は、必要に応じ、研究分担者の所属機関に対して、前項の報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができるものとし、補助事業機関は、理事長の指示に従い、これらの報告若しくは資料の提出又は調査の実施に協力しなければならない。

（不正行為等に係る研究者等の取扱い）

第26条 補助事業者及び補助事業機関は、補助事業の実施に当たり、次の各号についてあらかじめ了解するものとし、研究者等に対してこれをあらかじめ了解させるものとする。

（1）理事長は、不正行為等対応規程に従い、補助事業において不正行為等を行った研究者等に対して、不正行為等対応規程に基づく申請・参加制限等を行うことができるものとする。

（2）理事長は、競争的研究費等において不正行為等の認定に基づき申請・参加制限を受けた研究者等について、国のガイドライン等及び不正行為等対応規程に基づいて申請・参加制限等を行うことができるものとする。

（不正行為等に関する措置等）

第27条 理事長は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合には、補助事業者に対し不正行為等対応規程及び機構の指示に従って調査することを要請することができるものとし、補助事業者はその調査結果を文書で理事長に報告する。また、理事長は、必要に応じて機構の職員に不正行為等の調査をさせることができるものとし、補助事業者及び補助事業機関は当該調査に協力するものとする。補助事業者は、補助事業において国のガイドライン等及び不正行為等対応規程に基づく予備調査が開始された場合、速やかに理事長に報告するものとする。

2 補助事業機関の調査により、補助事業以外の競争的研究費等による研究（終了分を含む。）において、研究者等につき不正行為等についての国のガイドライン等及び不正行為等対応規程に基づく本調査（以下「本調査」という。）が開始された場合及び補助事業機関以外の機関による不正行為等についての本調査の開始又は認定を確認した場合は、補助事業者は速やかに理事長に報告するものとする。

3 理事長は、補助事業において不正行為等が行われた疑いがあると認める場合又は前項により補助事業者から補助事業以外の競争的研究費等による研究において研究者等の不正行為等についての本調査が開始された旨の報告があった場合、補助事業者に対し、理事長が必要と認める間、補助金の使用の一時停止を指示することができ、補助事業者はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等についての調査の結果不正行為等が認定されなかったときでも、機構は、補助金の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

4 理事長は、第1項から第3項までに定める調査又は報告の結果、不正行為等が行われたと認定し又は当該認定がなされたことを確認したときは、交付要綱に定める措置のほか、国のガイドライン等、不正行為等対応規程及び関係する法令等に従い必要な措置を講じることができるものとし、補助事業者はこれに従わなければならない。

（補助事業者としての責任及び事故報告義務）

第28条 補助事業者は、補助事業の遂行過程で研究者等又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じ、その他何らかの紛争等が生じた場合においても、補助事業者はその費用と責任においてこれを

解決するものとし、機構に何らの損害等も負わせないものとする。ただし、機構の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

2 補助事業者は、前項の場合、速やかにその具体的内容を理事長に対し書面により報告しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第29条 理事長は、補助事業者が、補助金を他の用途へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は本交付要綱その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとし、理事長は、違反が明らかになった補助事業に係る補助事業者に対し、交付の決定の全部又は一部を取り消す旨及びその理由を書面により通知するものとする。

3 前2項の場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、理事長は、期限を定めて、その補助金の返還を命ずるものとする。

4 理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還については、第22条第3項の規定を準用する。

(属性要件に基づく交付決定の取消し)

第30条 理事長は、補助事業者及び補助事業機関が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業者及び補助事業機関の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく交付決定の取消し)

第31条 理事長は、補助事業者及び補助事業機関が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せずに交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて機構の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第32条 補助事業者及び補助事業機関は、第30条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

2 補助事業者は、第30条各号の一に該当する者を研究分担者等（研究分担者、研究分担者の所属機関及び業務委託先並びに補助事業者、研究分担者又は業務委託先が当該補助事業に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約するものとする。

(研究分担者等に関する措置)

第33条 補助事業者及び補助事業機関は、交付決定後に研究分担者等が第30条又は第31条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該研究分担者等との補助事業の実施を中止し、若しくは契約を解除し、又は研究分担者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 理事長は、補助事業者及び補助事業機関が研究分担者等が解除対象者であることを知りながら、補助事業を実施し、契約し、若しくは研究分担者等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該研究分担者等との補助事業の実施を中止せず、契約を解除せず、若しくは研究分担者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(違約金等)

第34条 理事長は、第30条、第31条及び前条第2項により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、実際に機構に生じた損害の賠償に加えて、違約金として取消部分に相当する金額の100分の10に相当する金額の支払を補助事業者に求めることができ、補助事業者は、理事長の定める期限までに支払わなければならない。

2 理事長は、第30条、第31条及び前条第2項により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これにより補助事業者及び補助事業機関に生じた損害について、何ら賠償し、又は補償することを要しない。

3 第29条第2項から第5項までの規定は、第30条、第31条及び前条第2項により理事長が交付決定を取り消した場合について準用する。

(不当介入に関する通報・報告)

第35条 補助事業者及び補助事業機関は、自ら又は研究分担者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は研究分担者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を理事長に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(個人情報の取扱い)

第36条 補助事業者は、補助事業に関して個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取得した場合、善良な管理者の注意をもって当該個人情報を取り扱わなければならない。

2 補助事業者は、個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止措置その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者の事務所及びその他の補助事業者の業務実施場所等において、個人情報の管理状況等について調査し、補助事業者に対して必要な指示をすることができる。

4 補助事業者が補助事業の一部を第三者に業務委託する場合、補助事業者が果たすべき個人情報の管理の措置と同等の措置を委託先に求めるとともに、必要があるときは個人情報の管理状況等を調査し、委託先に対して必要な指示をしなければならない。

5 補助事業者は、前項の調査又は指示を行ったときは、理事長の求めに応じて、それらの内容を機構に対して報告しなければならない。

6 補助事業者は、研究分担者又は業務委託先が補助事業に関係して取得した個人情報の漏洩、滅失、毀損、盗難等の事故を知った場合又はそのおそれが生じた場合（その兆候を把握した場合を含む。）には、直ちにその拡大を防止するための適切な措置をとるとともに、理事長にその旨を通知して、必要な対応策を機構と協議する。

7 理事長が、前項の事故により当該個人又は第三者から損害賠償請求その他の請求を受けたとき、理事長は補助事業者に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含む。）を求償することができる。なお、当該請求の権利の行使は、理事長の補助事業者に対する損害賠償請求権の行使を妨げる。

(研究報告書等の公表)

第37条 理事長は、毎年度、第21条第1項の補助事業成果報告書及び同条第2項の総合補助事業成果報告書の全部又は一部を、ウェブサイトへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(刊行等)

第38条 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、補助金の交付を受けて行った当該補助事業の成果である旨を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年以内にその結果又は経過の全部若しくは一部を刊行した場合には、その刊行物を添えて、その刊行の日から起算して10日以内に、その旨を理事長に届け出なければならない。

(補助相当額の収益納付)

第39条 理事長は、補助事業の成果によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることがある。

(次世代事業に係る事業化の報告及び収益納付)

第40条 次世代事業の補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度以降5年間、毎会計年度終了後20日以内に、当該補助事業に係る事業化の状況について、事業化状況報告書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の事業化状況報告書により、補助事業者に当該補助事業の実施結果の事業化、知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認めたときは、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

3 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

4 収益納付すべき期間は、研究計画に係る補助事業が全て完了した日の属する会計年度以降5年間とする。

(知的財産権の届出)

第41条 補助事業者は、補助事業者若しくは研究分担者又は知的財産権を受ける権利の譲渡を受けた者が当該補助事業で得られた成果に関して特許権等の知的財産権を得た場合には、特許公報その他の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、その設定の日から起算して10日以内に、その旨を理事長に届け出なければならない。

(その他)

第42条 その他補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月28日細則第2号)

1 この細則は、平成29年2月28日から施行し、平成29年度以降の補助金分について適用する。

2 第3条第1項第1号及び第2号の研究事業については、平成27年度又は平成28年度から補助金の交付を受けて開始した研究事業で、平成29年度において継続するものを補助金の交付対象とする。

3 平成29年度研究事業の採択においては、機構及び環境省がやむを得ないと認めた場合に限り、国の研究機関に所属する研究者の提案する研究課題を補助金の交付対象とする。

附 則 (平成30年2月21日細則第2号)

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月12日細則第4号)

この細則は、平成31年3月12日から施行し、平成30年度補助金分から適用する。

附 則 (令和元年9月20日細則第11号)

この細則は、令和元年9月20日から施行する。

附 則 (令和2年9月23日細則第12号)

この細則は、令和2年9月23日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則 (令和2年12月23日細則第37号)

この細則は、令和2年12月23日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日細則第7号)

この細則は令和4年3月29日から施行する。

附 則 (令和4年11月11日細則第19号)

この細則は、令和4年11月11日から施行する。

附 則 (令和6年7月29日細則第15号)

この細則は、令和6年8月1日から施行する。